

登録者専用駐車場 利用対象者
※交付要件については、大阪府が定めている大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度に準ずる。

区分				交付要件		必要書類等		有効期限	
身体障がい者	視覚障がい			4級以上		身体障がい者手帳		1年	
	聴覚障がい			3級以上					
	平衡機能障がい			5級以上					
	肢体不自由	上肢		2級以上					
		下肢		6級以上					
		体幹		5級以上					
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	2級以上					
	移動機能		6級以上						
	心臓機能障がい			4級以上					
	じん臓機能障がい			4級以上					
	呼吸器機能障がい			4級以上					
	ぼうこう又は直腸の機能障がい			4級以上					
	小腸機能障がい			4級以上					
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			4級以上					
肝臓機能障がい			4級以上						
知的障がい者				療育手帳の障がいの程度欄が「A」の者		療育手帳			
精神障がい者				精神障がい者保健福祉手帳 1級		精神障がい者保健福祉手帳			
難病患者				障害者総合支援法の対象となる疾病に罹患している者【特定医療費(指定難病)受給者等】		特定医療費(指定難病)受給者証等			
要介護者				要介護状態区分が「要介護1～5」の者		介護保険被保険者証			
妊産婦				単胎児		母子手帳及び身分証明書		最長1年※ ¹	
				多胎児				最長1年※ ²	
けが人				けが等により一時的に移動の配慮が必要な者		医師の診断書・意見書等の写し(3カ月以内のもの)及び本人確認書類(自動車運転免許証、保険証等)		3カ月	
その他				上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者		※医師の診断書・意見書は「移動に配慮が必要であること」が明記されている必要がございます。		3カ月	

※1:母子健康手帳取得時から産後2年までが登録可能な対象期間となります。
※2:母子健康手帳取得時から産後3年までが登録可能な対象期間となります。

視覚・上肢・下肢において複数の障がいをもつ場合の考え方について
※大阪府が定めている大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度に準ずる。

要綱上、区分ごとに交付要件を定めているため、区分が異なる場合は、指数を合計できません。
視覚・上肢・下肢の各区分において、2つ以上の障がい重複している場合は
同一区分の障がいを（1）「合計指数の算定方法」にて各々の等級の指数を合計し、
その合計指数に応じて（2）「障がい等級の認定方法」により決定します。

（1）合計指数の算定方法

障がい等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
指数	18	11	7	4	2	1	0.5

（2）障がい等級の認定方法

認定等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
合計指数	18以上	11～17	7～10	4～6	2～3	1